

## 5. 社団法人 札幌青年会議所会員資格規定

### 第 1 章 入 会

- 第 1 条 社団法人札幌青年会議所（以下「本会」という。）の入会手続は定款第 12 条に基づき本規定による。
- 第 2 条 会員の入会は毎年行なう。
- 第 3 条 入会希望者には、正会員 2 名の推薦を要する。  
推薦者は、所定の推薦書を理事会の決定する締め切り期日までに提出しなければならない。
- 第 4 条 （会員推薦者の資格および責任）
- 1 前条に規定する推薦者は、次の各号の要件を具備しなければならない。
    - (1) 推薦年度の会費を所定の期日までに納入したこと。
    - (2) 推薦者のうち 1 人は、入会后満 1 年以上経過し推薦の日より過去 1 年間の例会に 60%以上出席した者であること。
  - 2 推薦者は被推薦者の各種会合に対する出席の確保に務め、同人の入会年度における会費等納入につき、連帯して支払う責任を負う。
- 第 5 条 （会員選考委員会）
- 1 会員選考のため、会員選考委員会を設置する。
  - 2 会員選考委員会の委員長および委員は、理事長が指名し理事会の承認を得た若干名の会員がこれにあたる。
- 第 6 条 （会員選考委員会の審査）
- 会員推薦書の提出があったときは会員選考委員会は被推薦者入会資格および推薦の適否を審査する。
- 第 7 条 推薦者が「推薦適当」の審査通知を受けたときは、被推薦者は所定の入会申込書を会員選考委員会の定めた期日までに提出しなければならない。
- 第 8 条
- 1 会員選考委員会は入会申込書の記載内容について審査を行い、すみやかに審査結果を理事会に報告しなければならない。
  - 2 会員選考委員会は前項の審査を経たのちに 6 か月以内の仮入会の期間を設けることができる。
- 第 9 条 （理事会における議決）
- 会員の入会を認めるには、理事会において出席理事の無記名投票による 3 分の 2 以上の賛成を要する。

#### 第 10 条 (入会決定通知)

理事長は、理事会において入会決定した者およびその推薦者に対し、入会決定を通知しなければならない。

#### 第 11 条 (新会員の義務)

- 1 前条の通知を受けた者は、指定の期日までに入会金、当該期の会費、その他経費を納入するものとする。
- 2 新会員は、研修会に出席して青年会議所運動についての理解を深め、会員としての自覚と資格の向上に勤めなければならない。
- 3 新会員は下記事項につき速やかに札幌青年会議所宛書面より提出しておかなければならない。
  - 1) 職業
  - 2) 勤務先
  - 3) 役職
  - 4) 商号
  - 5) 勤務先住所
  - 6) 住所
  - 7) 家族構成
  - 8) 電話番号
  - 9) F A X 番号

## 第 2 章 退 会

第 12 条 会員は定款第 16 条に基づき退会届を理事会に提出した場合には、退会届提出日をもって退会とする。

## 第 3 章 除 名

#### 第 13 条 (会員審査特別委員会)

- 1 理事長は、必要と認めた場合に定款第 2 章第 17 条に基づき会員の資格審査を行うため会員審査特別委員会を設置することができる。
- 2 会員審査特別委員会の委員長および委員は、理事長が指名し理事会がこれを承認する。

#### 第 14 条 (審査・督促)

- 1 会員審査特別委員会は、会員が定款第 2 章第 17 条の各号の一に該当する疑いがあると認められた場合には当該会員を審査しなければならない。

- 2 会員審査特別委員会は、定款第2章第17条1項2号に該当すると認められる会員に対し、別表記載督促手続に従って督促をしなければならない。
- 3 会員審査特別委員会は、11月10日において未納会費がある会員について、11月の臨時総会において除名する議案を提出しなければならない。
- 4 会員審査特別委員会は、当該会員の審査を行うについて必要と認めるときは、会員推薦者に意見を述べる機会を与え、もしくは当該会員に弁明の機会を与えることができる。

#### 第15条 (除名の手続き)

- 1 会員審査特別委員会は、審査の後当該会員の除名が相当と認定した場合には、理事会に対し理由を付して除名に関する理事会決議の議案を提出することができる。
- 2 理事会は、会員審査特別委員会の調査報告を基に審議の上、当該会員を総会において除名すべきことを決議することができる。
- 3 前項の理事会の決議がなされた場合、理事長は総会に当該会員の除名の議案を提出するものとする。
- 4 理事長は、総会に会員除名の議案を提出する際に予め当該会員に対して総会において弁明の機会を与える旨の通知を届出住所地に向けて発するものとする。
- 5 総会において除名の決議がなされた場合、当該会員は除名となる。

#### 第16条 (除名会員の未納会費)

除名された会員は、会費納入義務を免れるものではない。

## 第 4 章 休 会

#### 第17条 (休会事由)

定款第14条に規定された正会員が休会できるやむを得ない事由とは次の各号の事由をいう。

- (1) 長期療養を必要とする場合
- (2) 長期業務出張の場合
- (3) その他理事会で認められた事由

#### 第18条 (休会手続)

休会を希望する者は、理事長に対し、所定の様式に従い休会届けを提出しなければならない。

#### 第19条 (休会期間)

休会の適用期間は、休会希望者の希望を斟酌した上で理事会において定める。

#### 第20条 (休会者の権利・義務)

- 1 休会者は、定款諸規則に規定された会員の権利を失うものではない。

2 休会者は、会費等の納入義務を免れるものではない。

## 附 則

本規定は昭和48年3月12日より施行する。

昭和51年	6月25日	一部改正
昭和52年	12月6日	一部改正
昭和53年	12月5日	一部改正
昭和57年	12月1日	一部改正
昭和63年	11月24日	一部改正
平成5年	11月12日	一部改正
平成6年	11月25日	一部改正
平成15年	12月1日	一部改正
平成16年	8月30日	一部改正

【督促手続】 2回分割支払の場合（別表）

月日	前期会費請求の流れ	後期会費請求の流れ
1 / 末	前期会費請求書発送	
2 / 20	会費自動引き落とし日	
3 / 10	振込期日	
4 / 1	第1回目再請求書発送（振込期日：4 / 末）	
5 / 1	第2回目再請求書発送（振込期日：5 / 末）	
6 / 1	第3回目再請求書発送（振込期日：6 / 末）	
6 / 末		後期会費請求書発送
7 / 1	第4回目再請求書発送（振込期日：7 / 末）	
8 / 1	第5回目再請求書発送（振込期日：8 / 末）	
8 / 10		会費自動引き落とし日
8 / 20		振込期日
9 / 1	第6回目再請求書発送（振込期日：9 / 末）	第1回目再請求書発送（振込期日：9 / 末）
10 / 1	督促状発送（振込期日：10 / 20）	
10 / 21	会員審査特別委員会開催（内容証明付き除名勧告書郵送者の確認）	
10 / 22	除名勧告（内容証明付）郵送（振込期日：11 / 10）	
11 / 中	会員審査特別委員会開催（除名者及び上程資料の確認）	
11月	除名者（案）として理事会に上程	
11月	除名者（案）として総会に上程	

【督促手続】 4回分割支払の場合（別表）

月日	前期会費請求の流れ	後期会費請求の流れ
1 / 末	前期会費請求書発送	
3 / 12	会費自動引き落とし日（1回目）	
3 / 20	第1回目再請求書発送（振替日：5 / 12）	
5 / 12	会費自動引き落とし日（2回目）	
5 / 20	第2回目再請求書発送（振込期日：6 / 20）	
6 / 末	第3回目再請求書発送（振替日：8 / 12）	後期会費請求書発送
7 / 12	会費自動引き落とし日（3回目）	会費自動引き落とし日（3回目）
7 / 20	第4回目再請求書発送（振込期日：8 / 20）	第1回目再請求書発送（振込期日：8 / 20）
8 / 25	第5回目再請求書発送（振替日：9 / 12）	第2回目再請求書発送（振替日：9 / 12）
9 / 12	会費自動引き落とし日（4回目）	会費自動引き落とし日（4回目）
10 / 1	督促状発送（振込期日：10 / 20）	
10 / 21	会員審査特別委員会開催（内容証明付き除名勧告書郵送者の確認）	
10 / 22	除名勧告（内容証明付）郵送（振込期日：11 / 10）	
11 / 中	会員審査特別委員会開催（除名者及び上程資料の確認）	
11月	除名者（案）として理事会に上程	
11月	除名者（案）として総会に上程	